

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準 備 書 面 16

（被告国準備書面（5）に対する反論）

2026年2月27日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

同 弁護士 太 田 こもも

目次

第1	「第1 原告ら準備書面10に対する反論」に対する再反論.....	3
第2	「第2 原告ら準備書面11に対する反論」に対する反論.....	3
1	国際人権法の誠実な遵守義務について	3
2	一般的勧告36号を踏まえた条約解釈をすべきであること	4
3	海外判例などの解釈からも具体的義務を導けること	6
4	被告国の指揮監督義務違反があること	7
第3	「第3 原告ら準備書面12に対する反論」に対する反論.....	7
1	被告国が調査設計の趣旨を理解していない点について.....	7
2	本件調査は本件運用を裏付ける証拠である点について.....	10

第1 「第1 原告ら準備書面10に対する反論」に対する再反論

被告国は、キャンベル共同計画の原告主張部分について、「論文の一部のみを切り取って引用した日本語文献に基づくものであって、不相当というほかない」旨主張する（被告国準備書面（5）・5頁）。

しかしながら、キャンベル共同計画では、警察の歩行者への介入で犯罪が減少したのは13%にすぎず、他方個人レベルでの負の効果があることから、他の代替的な手段に比べて、歩行者への介入（職務質問）を推奨することは困難である旨結論づけられている（甲106・キャンベル共同計画抄訳）。

論文を自己の都合の良いうに切り取っているのは被告国にほかならず、被告国の主張は不当である。

第2 「第2 原告ら準備書面11に対する反論」に対する反論

被告国は、人種差別撤廃条約に原告準備書面11で述べた①ないし③の具体的義務を定める規定が存在しないことや一般的勧告に拘束力がないことなどを理由に、①ないし③の義務が導かれない旨主張する（被告国準備書面（5）・5～9頁）。しかし、かかる反論は国際人権法の誠実な遵守義務（憲法98条2項）や条約上の義務の履行方法の本質を誤解している。

1 国際人権法の誠実な遵守義務について

被告国は、「条約上の義務の履行方法は各締結国に委ねられている」（被告国準備書面（5）6～7頁）と主張する。しかし、憲法98条2項は条約および確立された国際法規に対する遵守義務を課すことによって、憲法前段の国際協調主義を具現化した規定であることからすれば、同項の定める「誠実な遵守」は、条約の目的、本訴訟でいえば人種差別の撤廃を実効的に達成することを求めている。そして、人種差別撤廃条約2条1項（c）が求める「効果的な措置」とは、単に法律を制定す

るだけでなく、実際の運用において差別が発生しないよう、または差別を除去できるように具体的な取り組みをすることを含む。これは人種差別撤廃条約2条1項が「人種差別を非難し、あらゆる適当な方法により、かつ、遅滞なく、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策を追求することを約束する」と規定していることから明らかである。すなわち、「政策を追求することを約束する（undertake to pursue）」との文言は、締約国に対し能動的な行動を求めるものであり、裁量的な努力目標を定めたものではない。また、「あらゆる適当な方法により」との文言は、差別の態様に応じて実効的な措置を講じることを要求している。

したがって、被告国には、条約上の義務すなわち法的義務として、準備書面11で述べた①の義務や②の義務だけでなく、③の義務、具体的には、レイシャル・プロファイリングが行われていないかどうかを調査すること（③の義務のa）やレイシャル・プロファイリングがもたらす悪影響について法執行機関の職員に理解させること（③の義務のb）などの取り組みが課されている。

もちろん、その義務の履行方法として、どのような調査方法をとるか、どのように職員に理解させるかなどの具体的な手法は、各国に委ねられている。しかしそのことは、各国に対し、差別が発生している状況においてなお、「具体的な実施方法は各国の自由である」とし、具体的な取り組みを講じないことを許容するものではない。

2 一般的勧告36号を踏まえた条約解釈をすべきであること

被告国は、人種差別撤廃委員会の一般的勧告36号に法的拘束力がないことをもって、上記義務を否定する（被告国準備書面（5）・7～8頁）。しかし、そもそも原告は、一般的勧告36号に法的拘束力があることを理由として上記義務が導かれると主張しているのではない。被告は原告の主張を曲解している。原告は、一般的勧告36号について、人種差別撤廃条約に基づいて設置された委員会が締約国に対して条文の解釈や運用指針を示したものであるところ、憲法98条2項が条約の

目的を実効的に達成することを求めていることからすれば、人種差別撤廃条約の目的である人種差別の撤廃を実効的に達成するために、一般的勧告を踏まえた条約の解釈をすべきであると主張しているのである。

また、被告の主張は、独立した拘束力がなければ当該勧告は本件と法的に無関係になるとするという点でも、原告の主張に対する曲解を前提としている。原告は、一般的勧告36号が、条約上の義務の意味内容に関する権威ある解釈指針を構成するという点で法的に重要であると主張している。これは確立された条約解釈の原則から導かれる。

我が国が1981年に加入した条約法に関するウィーン条約（以下「ウィーン条約」という。）は26条において条約誠実履行原則を規定し、条約解釈は「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈」されなければならない、その解釈に当たっては、当事国の他の諸合意や後に生じた慣行等をも考慮しなければならないと規定している（ウィーン条約31条及び32条）。この解釈枠組みの中で、一般的勧告をいかに考慮し得るかについては、複数の法理が指摘され、これらの法的構成は異なるものの、いずれも条約機関による解釈が条約義務の解釈及び適用において権威ある指針として機能することを認める点で一致している。現在国際司法裁判所長となっている岩澤雄司氏は、自由権規約や人種差別撤廃条約などの国連の主要な人権条約の下で設立された委員会が採択する文書、すなわち、一般的意見、意見（所見）および見解は「条約の重要な解釈を含み、その解釈において相当な重み（considerable weight）を持つ」と指摘している（甲107：岩澤雄司「国際人権基準の国内的影響：日本の経験」）。

現に、被告が引用している広島高等裁判所令和2年10月26日（判例集未搭載・甲108）においても、委員会が採択する文書であるところの一般的意見が「条約解釈の指針ないし補足的手段となり得る」と判示している（甲108・6頁）。また、外国籍を有する者などを誹謗中傷する記載が含まれる資料を職場で大量に配布されたことについて、韓国籍を有する原告が、勤務先に対し、損害賠償及

び差止請求を求めて訴訟を提起した訴訟の大阪高裁令和3年11月18日判決（甲72）においても、「人種差別撤廃条約の国内的实施を踏まえた私法の解釈を行う場合にも」自由権規約委員会の一般的意見34号や人種差別撤廃委員会の一般的勧告35号に記載されている「点は考慮されるべきであ」と判示している（10頁）。

このように国内裁判所においても、一般的意見や一般的勧告を不法行為の違法性判断や条約適合的解釈の指針として用いる例は確立されている。被告国が合理的理由なく、この国際的な解釈基準を法的拘束力がないというだけで排斥することは、国際人権基準を無視した解釈といわざるを得ない。

3 海外判例などの解釈からも具体的義務を導けること

被告国は、欧州人権裁判所の判決や、欧州人種差別・不寛容対策委員会の一般政策勧告、国連特別報告者の意見やユネスコの宣言について、法制度や警察制度の違いを理由に具体的な義務内容は導かれないと主張する（被告国準備書面（5）・8～9頁）。

しかし、「ワ・バイレ」判決を含む欧州人権裁判所の判決等は、人種差別が、差別を受けた側にとって、生命に対する権利、身体的自由、プライバシー権などの市民的及び政治的権利の享受にも悪影響を及ぼす悪質な差別であることなどから、人種差別を撤廃するために国家の積極的義務や立証責任の転換を認めるなど、人種差別撤廃条約に関して普遍的に妥当する社会学的知見等に基づき、条約の解釈を明らかにしたものである。当審における条約の解釈において参照することは、国際的な法の支配の観点からも要請されることである。具体的な義務が導かれないと主張する被告国の主張は到底首肯し得ない。

4 被告国の指揮監督義務違反があること

被告国は、既に都道府県警察に対し適切な指揮監督を行っていると主張する（被告国準備書面（5）・9頁）。

しかし、そもそも、被告国には、人種差別撤廃条約に基づき、レイシャル・プロファイリングを防止すべき義務があり、その義務は、一般的勧告36号などの解釈指針に基づけば、準備書面11において述べた①の義務、②の義務及び③の義務である。そして、原告が準備書面9・4頁以降、準備書面11・24頁以降で主張したとおり、被告国が示す研修内容は「人権一般」の抽象的なものに留まっていることから、被告国が履行しているのはせいぜい①の義務にとどまり、②の義務にすら至っていない。当然③の義務も履行できていないことからすれば被告国に指揮監督義務違反があることは明らかである。

第3 「第3 原告ら準備書面12に対する反論」に対する反論

原告は、本件調査に対する被告国の反論について、必要な限りで反論を行う。なお、被告国は、原告準備書面12における原告の反論に対する大部分について再反論を行うことができていないことを指摘しておきたい。

1 被告国が調査設計の趣旨を理解していない点について

被告国は、本件調査の目的と調査内容に齟齬があるなどと指摘する（被告国準備書面（5）・10～11頁）。

しかしながら、被告国の反論は調査設計の趣旨を全く踏まえたものではなく、反論として成立していない。

(1) Q8の位置付けについて

まず、Q8は、他人から認識される「見た目」に関する設問であるが、本件調査の根本に関わる質問項目ではなく、分析には用いていない。

下記(2)記載のとおり、本件調査の趣旨は、「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』の職務質問の経験について有意な差があるかどうかを検証すること」であるが、サンプリング及び割付の工夫を施した日本国籍者と外国籍者の比較によってその目的は達成される。

Q10とQ8のクロス集計によってより正確に「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』」を行うことが可能となり得るものの、下記(2)記載のとおり、「『日本国籍者』と『外国籍者』」の比較が、実質的には「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』」の比較と同視できる以上、Q8はなかったとしても問題はなく、「あったらより良い」程度のものであり、本件調査の根幹にかかわるものではない。

(2) 本件調査の調査設計

本件調査の趣旨は、「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』の職務質問の経験について有意な差があるかどうかを検証すること」であり、この点はサンプリング及び割付の工夫を施した日本国籍者と外国籍者を比較することで既に達成されている。

まず、本来であれば「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』の職務質問の経験について有意な差があるかどうかを検証すること」を調査すべきであるが、「警察官から見た『日本人と思われる人』」と「警察官から見た『外国人と思われる人』」という母集団は、その範囲が確定できるものではない。そのため、母集団を確定できる調査会社のモニターとして存在する日本人サンプルと在留外国人サンプルの比較調査を行ったものである。（なお、「警察官から見た『日本人と思われる人』」と「警察官から見た『外国人と思われる人』」という母集団は、ランダムサンプリング調査を実施したとしても確定できるものでないことに付言しておく。）

そうすると、実際に調査の対象となっている日本国籍者・外国籍者という集団と「警察官から見た『日本人と思われる人』」・「警察官から見た『外国人と思われる人』」という集団については、大きく重なるものの、多少のズレが発生する可能性がある。

そのズレの代表例が、日本国籍者と見た目が近い北東アジアの国籍者や、原告ゼインのように日本国籍者であるものの、外国ルーツを持つ者である。

そのため、このズレを最小限に抑えるためにサンプリング（本件調査については北東アジア国籍者を除外したこと（原告準備書面6・9～10頁））と割付（国籍ベースではなく地域別で割付をしたこと（原告準備書面12・7頁））について、適切な調査が行えるよう調整を図ったものである。具体的には、「外国籍者モニター」の多くが日本国籍者と見た目の違いが他の地域に比して識別しにくい北東アジア国籍者である場合を防ぐためにサンプリングの段階で北東アジア国籍者を除外し、地域別で割り付けているのである。日本国籍者であるものの、外国ルーツを持つ者については、日本国籍者の職務質問割合を引き上げるものであっても、引き下げるものにはならない。

すなわち、本件調査のサンプリング及び割付が適切な調整を行っているからこそ、本件調査の「『日本国籍者』と『外国籍者』」の比較が、実質的には「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』」の比較と同視できるのである。

そのため、「日本人」と「在留外国人」を比較することが、「警察官から見た『日本人と思われる人』と警察官から見た『外国人と思われる人』の職務質問の経験について有意な差があるかどうかを検証する」という本件調査の趣旨を埋没することにはならない。

したがって、直截に日本人サンプルと在留外国人サンプルの職務質問経験の差を問うQ10が本件調査の中核であることは当然である。

(3) 小括

したがって、被告国の、「Q 1 0の質問に対する回答のみでは」、「単に日本人の回答者と在留外国人の回答者のうち職務質問を受けた経験がある者の割合の差異を示すにとどま」る（被告国準備書面（5）・1 1 頁）旨の指摘は、本件調査の調査設計を全く踏まえていないといわざるを得ない。

2 本件調査は本件運用を裏付ける証拠である点について

- (1) 職務質問を受けた者の受け止めと実際に警察官が職務質問をしようと思ったきっかけとは一致することは限らないこと

被告国は、職務質問のきっかけ（Q 1 1）について、「職務質問を受けた経験がある在留外国人の回答者の約7割ないし9割は、警職法2条1項の定める不審事由（あるいは警察法2条1項により声かけ（職務上の質問）を行うに足りる事由）によって警察官から質問を受けたものと認識して」いる旨主張する（被告国準備書面（5）・1 2 頁）。

これについては、職務質問を受けた者の受け止めと実際に警察官が職務質問をしようと思ったきっかけとは一致することは限らない点は既述したとおりである（原告準備書面12・33～34頁）。

- (2) Q 1 1のバイアスの可能性について

ア Q 1 1の歪みの可能性について

また、被告国はQ 8とQ 1 0のクロス集計においては客観的な事実ではなく、調査対象者自身の自己認識に基づいた警察官の認識を導こうとしながら、Q 1 1においては判断の主体が変わっている等縷々主張するが（被告国準備書面（5）・1 2～1 3 頁）、それはつまるところ、Q 8とQ 1 0については、回答者の主観的な申告をそのまま採用しているにもかかわらず、Q 1 1においては回答者のバイアスを加味することはダブルスタンダードなのではないかという主張であろう。

しかしながら、この被告国の反論は、的を射ていない。

なぜなら、「Q8・Q10」と「Q11」は、同じ回答者の主観に基づくものであっても、その性質が全く異なるからである。

Q8及びQ10は、それぞれ「外国人と認識されるか」、「警察官から声をかけられたことがあるか」という質問であるが、それは「自身のルーツに基づく見た目に関する他者の認識」や「過去の経験」に関する質問である。そして、これらの質問は、回答者の主観的な認識と「実際にどうであったか」という客観的な実態が比較的ズレにくい質問項目である。

それに比して、Q11は「警察官は何故あなたに声をかけたと思うか」という「相手の理由を推測させる」を問う質問である。そもそも、「何故」という「理由」を問う質問は、「自身のルーツに基づく見た目に関する他者の認識」や「過去の経験」に関する質問に比して、バイアスがかかりやすい。その上、ここで尋ねているのは他者の行為の理由に関する「推測」であり、それが実態と一致する可能性は「自身のルーツに基づく見た目に関する他者の認識」や「過去の経験」に関する質問と比べて相当程度低いと考えるべきである。

したがって、「Q8・Q10」と「Q11」は同じ回答者の主観を聞いたものであっても、その歪みの生じる可能性については同じとはいえず、Q11の方が、バイアスがかかりやすい。

イ 歪みの生じ方の構造的な現れ方

そして、Q10を見ると、回答者の歪みが現れるような事情は特段見られない。

それに比して、Q11は日本人サンプルの43.3%が「まったく思い当たる理由がない」と回答しているのに対し、在留外国人サンプルの同回答は9.0%という数字が出ている。不審事由を行うかどうかには日本人サンプルと在留外国人サンプルで違いは出ないはずであるのに、このような数字の乖離が出たということは、回答者のトラウマに基づいた歪みが結果として出てしまった可能性を導くことに何ら矛盾はなく、むしろ適切であるといえる。

これは、原告準備書面 12（34 頁）記載のとおり、外国籍者はレイシャル・プロファイリングのトラウマから「自分に非があったのではないか」と考える傾向があるという可能性に合致するものである。実際に、スイスで行われたインタビュー調査においては、下記のようにレイシャル・プロファイリングの被害として自責の念を抱くことがある点が指摘されている（甲 109：Alternative Report on Racial Profiling practices of the Swiss Police and Border Guard authorities・17 頁）。

記

「恐怖に加え、影響を受けた人々は怒りや絶望も表明する。しかしその前に、多くのインタビュー対象者は混乱を感じ、最初の反応として『自分に何か過ちがあったのか』（if they had done something wrong.）と自問したと語る。」

「私は自問した。『私は厄介者なのか？』と自分自身に語りかけなければならなかった。『私は本当にトラブルメーカーなのか？』、『問題を起こしているのか？』、『こんなことが起きるのは私だけなのか？』と考え続けた。」

以上

このようなインタビュー調査の結果を踏まえてみても、本調査における回答者の「歪み」というものは均等に現れるのではなく、当事者が置かれた構造に強くバイアスがかかると考えられる。

したがって、Q11 の回答についてのみ、その歪みの可能性を考えることは何ら不自然なものではなく、ダブルスタンダードとはいえない。

(3) 小括

したがって、被告国の主観は何らかの射たものではなく、本件調査が本件運用を裏付けるものである点は揺らがない。

以上